平成３０年（フ）第１４号
愛媛県大洲市新谷町甲120番地１ムカイハイツⅠ201
債務者　石田起三代
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午前11時30分
松山地方裁判所大洲支部
平成３０年（フ）第３７号
栃木県小山市東城南１丁目１番地３　シャトレ海老沼401号
債務者　小野寺由美子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部
平成３０年（フ）第１５号
熊本県山鹿市山鹿1738番地
債務者　酒井　博子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係
平成３０年（フ）第１２９号
栃木県宇都宮市若草１丁目６番10号　県営若草住宅10号棟４号室
債務者　佐藤　早苗
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成３０年（フ）第８０５号
横浜市瀬谷区北新22番地14　オークレジデンスＡ201
債務者　堀内　順士（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成３０年（フ）第８１３号
横浜市保土ケ谷区仏向町1276番地55　ガーデンヒルズ仏向Ⅶ　102号
債務者　佐治　正直
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成３０年（フ）第８２６号
横浜市神奈川区東神奈川２丁目３番地37　㈲谷崎軌道内
債務者　松島千香良
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成３０年（フ）第８４５号
横浜市旭区本宿町81番地56
債務者　森　　裕樹
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部
平成３０年（フ）第８８９号
横浜市栄区笠間３丁目２番18号　グリーンコーポ103
債務者　南　　綾佳
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成３０年（フ）第８９８号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹１丁目14番１―302号　アドバンス　フジ
債務者　金石　　剛
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成３０年（フ）第４８８号
東京都西東京市富士町６丁目12番２号ライフピアオークランド203号
債務者　下舘　　勇
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成３０年（フ）第５０６号
東京都八王子市北野町511番地14第１ハイツ小池201号
債務者　中村　　隆
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成３０年（フ）第１８９７号
東京都荒川区南千住２丁目16―９―501
債務者　名兒耶　健
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月12日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第２０５号
東京都東村山市美住町２丁目26番地７ポムドテール303
債務者　齋藤　翔太
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成３０年（フ）第３１２号
東京都東村山市本町４丁目９番地本町アパート24―306
債務者　林　　和子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部